

入札説明書

九州地方整備局筑後川河川事務所の令和5年度筑後川太郎原地区護岸補修工事、令和5年度筑後川菅原地区護岸補修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本入札説明書に記載の工事は、技術資料を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。また、工事件数に関わらず、同一の配置予定技術者2名まで申請可能とする。ただし、同一参加者による複数工事の落札は認めない。

ただし、この入札説明書と入札公告に齟齬がある場合は、入札公告を優先するものとする。

1 公告日 令和5年6月22日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 吉田 大
福岡県久留米市高野1-2-1

3 工事概要

- (1) 工事名 1) 令和5年度筑後川太郎原地区護岸補修工事
2) 令和5年度筑後川菅原地区護岸補修工事
(上記工事全て電子入札及び電子契約対象案件である)
- (2) 工事場所 1) 福岡県久留米市太郎原町地先
2) 福岡県久留米市田主丸町地先
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 入札公告1. (4) のとおり。
ここに記載の無い工事概要は、入札公告1. (5)～(34) のとおりとする。

4 競争参加資格

競争参加資格は、入札公告2. (1)～(11) のとおり。

5 総合評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準
別記様式2および別表3の各評価項目について、2～7段階で評価し加点する。
- (2) 総合評価の方法
① 「4 競争参加資格」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記（1）について評価し、0～43点の範囲で加算点を、0～30点の範囲で施工体制評価点を加える。
評価項目は、別記様式2及び別表3のとおりとし、評価項目毎の評価点は2～7段階で評価を行い別記様式2の評価項目における評価点の合計を加算点とし、別表3の評価項目における評価点の合計を施工体制評価点とする。

$$\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点} = 100\text{点} + (0 \sim 43\text{点}) + (0 \sim 30\text{点})$$
$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格}$$

② 施工体制評価点及び加算点

別記様式2及び別表3の評価項目について、加算点及び施工体制評価点を与える。

入札参加者の申込みに係る価格が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

③ 価格及び価格以外の要素に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、①及び②により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) 落札方式

① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち、(2)によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者(複数存在する場合は、②による。)を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
(イ) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下、「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

ただし、落札者(予定者を含む)となった者は、3.(1)に記載した他の工事の落札者となることができない。その場合、当該者が行った他の工事の入札は無効となる。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへと移行する。くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。

(4) ヒアリングの実施(施工体制の審査)

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、申し込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格(別紙2を参照のこと。)以上で、工事費内訳書に疑義がない入札参加者については、ヒアリングを省略する場合がある。

① 日 時： 別表2.①に示す日時。

② 場 所： 〒830-8567 福岡県久留米市高野1-2-1
九州地方整備局 筑後川河川事務所 品質確保課
電話0942-33-9250(直通)(内線264、265、267)

③ 資料の提出：
入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。
追加資料の詳細については、別紙2のとおりとするが、提出期限後の修正及び再提出は認めない。
また、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、下記⑤に基づき当該業者の入札を無効とする。

④ ヒアリング通知等：

ヒアリングを実施する入札参加者に対しては、ヒアリングの日時、追加資料の提出の有無等の通知を別表2.⑯の開札の後、別表2.②の期日までに行う。

追加資料の提出を求められた場合は、別表2.③の期日(持参に限る)までに提出するものとする。

ヒアリングの出席者は配置予定技術者(1名)を含め最大3名以内とし、申請された配置予定技術者(主任技術者または監理技術者)が複数の場合、発注者が通知時に指定する配置予定技術者(主任技術者または監理技術者)を必ず含めるものとする。

⑤ その他：
ヒアリング時に明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、当方の求めに応じて提示すること。資料を持参しない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を零点とするとともに加算点及び標準点も零点とする場合がある。

別紙3の「追加資料に係る入札無効要件」に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該入札無効要件該当業者の入札を無効とする。

審査方法の概要は、別紙2のとおり。

(5) 総合評価の評価項目

| 評価項目 | 内容に関する留意事項 | | | | |
|---------------|--|-------------|---------------------------|------------|--|
| [配置予定技術者の能力等] | 配置予定技術者は2名までとする。配置予定技術者を複数登録した場合は、評価が最も低い者を加算点の対象とする。 | | | | |
| 工事実績 | <p>① 元請けとして、平成20年度以降に完成した工事で、下記条件に該当する同種工事の施工実績を（別記様式3）に記載すること。ただし、記載する工事は1件とする。また、（別記様式3）に参加資格要件で申請した同種工事が下記条件を満足する場合は、重複して記載してもよい。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">同種性が認められる工事</td><td style="width: 50%;">入札公告2.（4）に掲げるア）の要件を満足する工事</td></tr> <tr> <td>より同種性の高い工事</td><td>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア）の要件を満足する工事</td></tr> </table> <p>ア）鋼矢板の施工深度（打込長）が4.5m以上の施工実績を有すること。</p> <p>② 当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。また、工事成績評定通知書の評定点が6.5点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。（完成していない工事を除く）</p> <p>③ ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。また、当該資料で上記要件が判別できない場合は設計図書等判別できる資料も添付すること。CORINSに登録していない場合は、契約図書の写しを添付すること。</p> <p>④ ①に記載した工事について、配置予定技術者の従事役職及び従事期間を明確にできる資料を添付すること。</p> <p>⑤ 当該実績が、工期1年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあっては6ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。</p> <p>⑥ 評価は、「より同種性の高い工事において、監理（主任、特例監理）技術者あるいは現場代理人として従事」、「同種性が認められる工事において、監理（主任、特例監理）技術者あるいは現場代理人として従事」、「より同種性の高い工事において、監理技術者補佐として従事」または、「より同種性の高い工事において、担当技術者として従事」、「同種性が認められる工事において、監理技術者補佐として従事」の順で評価する。</p> | 同種性が認められる工事 | 入札公告2.（4）に掲げるア）の要件を満足する工事 | より同種性の高い工事 | 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア）の要件を満足する工事 |
| 同種性が認められる工事 | 入札公告2.（4）に掲げるア）の要件を満足する工事 | | | | |
| より同種性の高い工事 | 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア）の要件を満足する工事 | | | | |
| 工事成績 | <p>① 元請として、令和元年度以降に完成した、入札公告の競争参加資格2（2）に示す本工事と同じ工事種別（一般土木工事）の申請（別記様式3）について、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く）の発注した工事の工事成績評定通知書の評定点数の高い者を優位に評価する。</p> <p>② 当該実績が地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> | | | | |

| | |
|---|---|
| | <p>③ ①に記載した工事について、C O R I N Sの工事カルテの写しを添付すること。また、C O R I N Sに登録していない場合は、契約図書の写しを添付すること。</p> <p>④ ①に記載した工事について、配置予定技術者の従事役職及び従事期間を明確にできる資料を添付すること。</p> <p>⑤ ①に記載した工事について、工期1年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあっては6ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。</p> |
| 表彰（優秀技術者、若手優秀技術者） (土木関係工事（土木部門）に限る) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による表彰 | <p>① 直近4ヶ年度（令和元年度（平成30年度完成工事）～令和4年度（令和3年度完成工事））において、配置予定技術者が地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く）から表彰（優秀技術者、若手優秀技術者）を受けた実績又は「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による表彰がある場合、その内容を（別記様式3）の「技術者表彰」の欄に記載すること。</p> <p>② ①に記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による表彰については、表彰状が表彰応募を行った企業等に未達の場合等、表彰状の写しが提出できない場合は、国土交通省が表彰対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。</p> <p>③ 評価は、局長表彰、事務所長表彰又は部長表彰の順で優位に評価するが、申請できる表彰実績は1件とする。 また、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による表彰については、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」は局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」は、事務所長表彰又は部長表彰相当として評価する。</p> <p>④ 申請書等の提出期限日までに表彰が失効となった場合は、評価しない。</p> |
| 配置予定技術者の資格 | <p>※土木関係工事（土木部門）とは、以下の発注工種とする。</p> <p>土木関係：土木に関する工事のうち下記の工種に限る。</p> <p>「一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、造園工事、セメント・コンクリート舗装、プレストレスト・コンクリート、法面処理、塗装、維持修繕、しゅんせつ、グラウト、杭打、さく井、橋梁補修」</p> <p>① （別記様式3）に記載された1級土木施工管理技士の経験を評価する。</p> <p>② 指導員を配置する場合、その指導員の氏名、取得資格の内容等を（別記様式3）に記載すること。 また、配置する指導員は1級土木施工管理技士の経験を有する者1名とし、指導員の途中交代は原則認めない。</p> <p>③ ②に記載した資格を証明する証明書等の写しを添付すること。</p> <p>④ ②に記載した指導員は、競争参加資格申請した者に3ヶ月以上恒常に雇用されていること。恒常的な雇用関係を証明する資料等（公的機関が発行した証明書等）も併せて添付すること。</p> <p>⑤ 指導員は、施工の主たる段階及び発注者との重要な会議・協議等へ参加し、主任（監理）技術者を指導すること。 ただし、他工事における、専任の主任（監理）技術者については、本工事の指導員を兼任することはできないこととする。</p> |

| | | | | | | | | | |
|--|--|-------------|-------------------------|------------|-------------------------|----------|---|-------------------------------------|--|
| 継続教育（CPD）の状況 | <p>① 配置予定技術者（主任（監理）技術者）が継続教育（CPD）の証明を有している場合、その内容を（別記様式3）に記載すること。</p> <p>② ①に記載した証明について各団体推奨単位を示す資料及び各団体が発行する単位取得証明書を添付すること。 また、インターネットでの検索結果の写しは評価しない。</p> <p>③ 単位取得の証明日は、平成31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること。</p> <p>④ 単位取得証明期間は、平成31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること。</p> | | | | | | | | |
| 〔企業の能力等〕 | | | | | | | | | |
| 工事実績 | <p>① 参加資格要件の同種工事に記載した工事の施工実績により評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">同種性が認められる工事</td><td style="padding: 5px;">上記【配置予定技術者の能力】の工事実績①に同じ</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">より同種性の高い工事</td><td style="padding: 5px;">上記【配置予定技術者の能力】の工事実績①に同じ</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">同種性の高い工事</td><td style="padding: 5px;">同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア) の要件を満足する工事</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;">ア) 鋼矢板の施工深度（打込長）が2.0m以上の施工実績を有すること。</td></tr> </table> <p>② 評価は、より同種性の高い工事、同種性の高い工事の順で優位に評価する。</p> <p>③ ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える。また、同一工事において入札公告2.（4）に掲げるすべての要件を満足しない工事を申請した場合は、企業における工事実績は評価しない（E評価）。</p> | 同種性が認められる工事 | 上記【配置予定技術者の能力】の工事実績①に同じ | より同種性の高い工事 | 上記【配置予定技術者の能力】の工事実績①に同じ | 同種性の高い工事 | 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア) の要件を満足する工事 | ア) 鋼矢板の施工深度（打込長）が2.0m以上の施工実績を有すること。 | |
| 同種性が認められる工事 | 上記【配置予定技術者の能力】の工事実績①に同じ | | | | | | | | |
| より同種性の高い工事 | 上記【配置予定技術者の能力】の工事実績①に同じ | | | | | | | | |
| 同種性の高い工事 | 同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次のア) の要件を満足する工事 | | | | | | | | |
| ア) 鋼矢板の施工深度（打込長）が2.0m以上の施工実績を有すること。 | | | | | | | | | |
| 工事成績 | 元請として、直近4ヶ年度（平成30年度～令和3年度）に完成した当該工事種別の九州地方整備局（港湾空港関連を除く）の発注した工事の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。 | | | | | | | | |
| 表彰（安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者）、工事成績優秀企業の認定 (土木関係工事（土木部門）に限る) 災害復旧等功労業者（支援・協力部門） | <p>① 直近2ヶ年度（令和3年度（令和2年度完工工事）～令和4年度（令和3年度完工工事））において、企業が元請けとして九州地方整備局（港湾空港関連を除く）から表彰（安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者）、工事成績優秀企業の認定（表彰及び工事成績優秀企業の認定については、土木関係工事（土木部門）に限る）又は災害復旧等功労業者（支援・協力部門）を受けた実績がある場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。</p> <p>② ①に記載した表彰又は認定について、表彰状又は認定書の写しを添付すること。</p> <p>③ 評価は、局長表彰又は認定、事務所長表彰又は部長表彰の順で優位に評価する。</p> <p>④ 申請できる表彰又は認定の実績は、いずれか1件とする。</p> <p>⑤ 申請書等の提出期限日までに表彰が失効となった場合は、評価しない。</p> <p>※土木関係工事（土木部門）とは、以下の発注工種とする。 土木関係：土木に関する工事のうち下記の工種に限る。 「一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、造園工事、セメント・コンクリート舗装、プレストレスト・コンクリート、法面処理、塗装、維持修繕、しゅんせつ、グラウト、杭打、さく井、橋梁補修」</p> | | | | | | | | |

| | |
|------------|--|
| 工事の手持ち状況 | 九州地方整備局（港湾空港関連を除く）の当該工事種別における、令和5年度の当該工事種別の当初契約金額の合計額が、①3億円未満の場合、②3億円以上6億円未満の場合、③6億円以上の場合の順に評価する。 また、「工事の手持ち状況（別記様式8）」に工事の手持ち状況を記載し、添付すること。 |
| 週休2日工事の実績 | <p>① 令和4年4月以降に完成した工事において、週休2日工事の実績がある場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。また、当該工事は九州地方整備局（港湾空港関連を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事であること。</p> <p>② 週休2日工事の実績を証明する資料として、週休2日実施証明書の写しを添付すること。また、週休2日実施証明書の写しがない場合は、以下を添付すること。 • 直轄工事に限り工事成績評定通知書の別紙1の写し及び完成日を確認するための該当工事のCORINSの写し • 工事成績評定通知書がない場合は、実施状況のとりまとめ結果に関する協議簿の写し及び完成日を確認するための該当工事のCORINSの写し</p> <p>③ 評価は、4週8休工事の実績、4週7休工事の実績、4週6休工事の実績の順で優位に評価する。</p> |
| I C T施工の実績 | <p>① 令和4年4月以降に完成した工事において、I C T活用工事の実績がある場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。また、当該工事は九州地方整備局（港湾空港関連を除く）、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）管内における県又は政令市から発注された工事であること。</p> <p>② I C T施工の実績を証明する資料として、I C T活用証明書の写しを添付すること。また、I C T活用証明書の写しがない場合は、I C T活用工事の記載がある最終の施工計画書の写し（工事名、実施内容が記載された箇所の抜粋）及び完成日を確認するための該当工事のCORINSの写しを添付すること。</p> <p>③ 評価は、同一工事内で下記①～⑤を全て実施した実績、同一工事内で下記①～⑤の一部（3項目以上）（②、④、⑤は必須）を実施、同一工事内で下記①～⑤の一部（2項目以上）を実施した実績の順で優位に評価する。</p> <p>① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ I C T建設機械による施工、 ④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品</p> |
| I C T土工の活用 | <p>1) 当該工事において、I C Tを活用する計画である場合は、「I C T施工技術の活用（I C T活用工事）【土工】」（別記様式－2－1）に記載すること。</p> <p>2) 1)に記載した（別記様式－2－1）を添付すること。</p> <p>3) 評価基準 • ①～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用する場合：評価点2点 • ①～⑤の一部または全ての段階でI C T施工技術を活用しない場合：評価点0点</p> <p>※①～⑤の各段階とは、「①3次元起工測量」「②3次元設計データ作成」「③I C T建設機械による施工」「④3次元出来形管理等の施工管理」「⑤3次元データの納品」である。 詳細については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>※ただし、以下についてはI C T活用工事として評価して未履行の減点対象としない。</p> <p>(1) 起工測量において、前工事での3次元納品データが活用できる場合等の断面及び変化点の計測による測量</p> <p>(2) 砂防工事など施工現場の環境条件により、③I C T建設機械による施工が困難となる場合の、従来型建設機械による施工</p> <p>(3) 冬季の降雪や現場条件等により、面管理が実施できない場合や面管理が非効率となる場合の断面及び変化点の計測による出来形管理及び降雪・積雪による施工後の現況計測未実施</p> |

| [地域貢献等] | |
|----------------------|---|
| 災害協定に基づく活動実績 | <p>以下の①、②の協定に基づく活動状況及び③の協定を（別記様式2）の「災害協定に基づく活動実績」の欄に記載すること。</p> <p>① 令和3年4月以降に、筑後川河川事務所管内の久留米市、大川市、小郡市、筑紫野市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、柳川市（旧柳川市）（以下「筑後川地区」という）にある国、県または市町村等と直接又は間接の災害協定を締結し、当該災害協定に基づく災害対応の実績（土嚢等の災害対策用資材の運搬、設置及び造成の実績、又は排水ポンプ車等の災害対策用機械機器の運搬、設置及び稼働の実績は、その場所にかかわらず実績に含む。）がある場合。（災害待機・訓練・巡回を除く）</p> <p>② 令和3年4月以降に、筑後川河川事務所との直接協定に基づく、大雨・洪水等異常時の河川巡視（河川巡視時の代表（情報）連絡員も含む。）又は発注者の指示による災害待機・訓練の実績がある場合</p> <p>③ ①及び②の実績がない場合は、「筑後川地区」にある国、県または市町村等と直接、令和5年度の災害対応に関する協定を締結している場合</p> <p>①、②及び③における協定書の写しを添付すること。（協定書の有効性を明確に証明できない場合は、協定書の写しの他に年度更新を明記した通知文等の写しも併せて添付すること。） また、①及び②については、実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。協定書に基づいた巡視・工事の実績であることが明確でない場合は評価しない。（発注者の指示又は依頼が確認できない、災害待機・訓練は実績に含まれない。）</p> <p>評価は、「①の活動実績」、「②の活動実績」、「③の直接協定の締結」の順で優位に評価する。 国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。ただし、地方公共団体との協定であっても公共土木施設に関する協定で無い場合は、評価しない。</p> |
| 特定工事の実績 | <p>① 令和4年4月以降に福岡県内で完成した以下の対象工事において、工期5ヶ月以上（150日以上）の実績がある場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。ただし、工事は九州地方整備局から発注された工事であること。 対象工事：橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗装修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備（改築の歩道整備は含まない）</p> <p>② ①に記載した工事について、C O R I N S の工事カルテの写しを添付すること。また、当該資料で上記①が判別できない場合は設計図書等判別できる資料も添付すること。C O R I N S に登録していない場合は、契約図書の写しを添付すること。ただし、申請できる実績は2件を上限とする。</p> <p>③ 評価は、九州地方整備局の実績において、2件の実績がある場合、1件の実績がある場合の順で優位に評価する。 ただし、九州地方整備局と複数年契約で施工中の維持工事において、令和4年度の既済部分検査又は完済検査が完了している場合は、実績として認める。</p> |
| 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 | <p>① 次に指定する地域内における、本店の所在地を（別記様式2）に記載すること。 指定する地域：（筑後川地区）久留米市、大川市、小郡市、筑紫野市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町又は柳川市（旧柳川市）</p> <p>② ①に記載した所在地について、本社（店）住所として記載された「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査通知書」の写しを添付すること。</p> |

賃上げの実施に関する評価

| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 |
|----------------|--|-----|
| 賃上げの実施を表明した企業等 | 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年（暦年）において対前年度または前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】 | 3 |
| | 令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 | |

※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別記様式-7-1又は別記様式-7-2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。ただし、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」（別紙-7）を提出すること。「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者をいう。

本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに九州地方整備局にて確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記のとおり提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙-8）の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする（※2及び3）。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、当該事業年度及び前年度の「法人事業概況説明書」（別紙-8）を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に入札公告4.（1）の担当部局へ提出すること。

暦年単位での賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙-9）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 債給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※2及び3）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙-9）を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に入札公告4.（1）の担当部局へ提出すること。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

ただし、本契約担当官発注の他の工事において、同一の期間を対象とした同一の表明書を提出し落札した工事がある場合は、当該工事毎の提出ではなく、1書類の提出のみでよいこととする。

※2 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙-8の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙-9の「支払金額」とする。

※3 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は以下のとおりである。

1. 確認書類の提出方法

○賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別記様式-7-3）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※内容について、必要に応じて受注者側に確認を行う場合がある。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2. 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
 - ※本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
 - ※例えば、役員報酬を上げるのみとなっているなど、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。
 - ※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

(具体的な場合の例)

(○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(○入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和5年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和5年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

- ・事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月よりも後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること。

②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、実際の賃上げ実施期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は、賃上げ実施期間終了月の月末から3か月後までとなる。

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、九州地方整備局総務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。

ただし、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかつた者については、減点措置を課さないこととする。

（1）特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる営業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

(2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

(3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書に提出があり、契約担当官が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

- ① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

- ※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
- ※ 個別具体的な天災地変等が(1)及び(2)に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。
- ※ (1)から(3)は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。

上記の評価項目において、添付すべき資料については、「申請書添付資料チェックリスト」により作成すること。

必要な添付資料がない場合、及び添付資料が判読不可能な場合は、評価しないものとする。

本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合であっても、上記の評価項目において、申請内容は共通とし工事毎に異なる場合は、その評価項目を評価しない。

「既に解散した経常及び地域、特定建設共同企業体（以下「解散後の建設共同企業体」という）」について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で競争参加資格確認申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

- ① 同種工事の施工実績（競争参加資格）
単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。
- ② 企業の総合評価の方法
 - 1) 工事実績： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。
 - 2) 工事成績： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の成績を反映させる。
 - 3) 表彰： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。
 - 4) 実績： その外の評価項目（「災害協定に基づく活動実績」「特定工事の実績」「近隣地域内工事の実績」等）についても資料が提出された場合は、単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を評価の対象とする。
- ③ その他
 - 1) 経常及び地域、特定建設共同企業体の企業の実績は認め、評価対象とする。
 - 2) 配置予定技術者の「同種工事」の実績及び「総合評価」における評価は、解散後の建設共同企業体の実績を認め及び評価の対象とする。
 - 3) 上記①、②及び③1), 2) については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
ただし、乙型共同企業体については出資比率は問わない。

- (6) 事故及び不誠実な行為に対する評価
工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく、指名停止又は文書注意、口頭注意に対する評価

| 措置内容 | 減点対象期間 ※1 | 減点 |
|----------------------|---|---------------|
| 九州地方整備局の「指名停止」 | 指名停止期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※指名停止期間が1ヶ月未満の場合は「同期間を1ヶ月間」とする。 | 加算点満点の10%を減点 |
| 九州地方整備局の「文書注意【厳重注意】」 | 通知日を含む1ヶ月間 | 加算点満点の5%を減点 |
| 九州地方整備局の「口頭注意」 | 措置日を含む1ヶ月間 | 加算点満点の2.5%を減点 |
| 九州7県の地方公共団体の「指名停止」 | 指名停止期間 | 加算点満点の10%を減点 |
| 九州7県の地方公共団体の「文書注意」 | 通知日を含む1ヶ月間 | 加算点満点の5%を減点 |

※1 上記減点対象期間に公告日が含まれる場合に減点する。

※2 措置機関が地方公共団体の場合は、地方公共団体が自ら発注した工事に係わる措置のみとする。当該地方公共団体発注工事に關係しない措置については、対象外とする。

※3 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7地方公共団体とし、他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等は対象外とする。

※4 ※1に該当する場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。

※5 ※4で記載した措置内容について、通知文書の写しを添付すること。（※口頭注意は除く）

※6 落札・契約後に指名停止措置等を受けている企業であることが判明した場合には、契約予定の相手方となつても、契約を締結していない段階においては、当該落札を無効として指名停止等の措置要領により措置を行う。また、契約締結後判明した場合は指名停止等の措置要領により措置を行う。

(7) その他

- ① 受注者により提案された申請書及び資料等の内容については、施工計画書に記載することとし、発注者が履行の確認を行う。
ただし、履行に伴い発生する費用については、受注者により負担するものとする。
- ② 施工計画書に記載された申請書及び資料等の内容が実施できない場合は、工事成績評定へ反映（減点）するものとする。
ただし、災害等又はその他特別な事情がある場合等、受注者の責によらない場合は、この限りではない。この場合は、受注者と発注者の協議により決定するものとする。

6 設計業務等の受託者等

- (1) 入札公告2(8)の「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者」及び「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員」とは、次に掲げる者である。

設計業務：九州建設コンサルタント株式会社

積算技術業務：令和5年度筑後川河川事務所等管内（維持）積算技術業務ティーネットジャパン・テクノプラン設計共同体

技術審査業務：株式会社 九州建設マネジメントセンター

工事監督支援業務：令和5年度片ノ瀬出張所外工事監督支援業務日本振興・ティーネットジャパン・アイ・デベロップ・コンサルタンツ設計共同体

- (2) 入札公告2(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者」及び「当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。または、当該受託者又は当該構成員との間において特別な提携関係があると認められる場合。

7

担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野1-2-1
九州地方整備局 筑後川河川事務所 経理課 契約係
電話0942-33-9132（直通）（内線224）

8

競争参加資格の確認等

(1)

本競争の参加希望者は、入札公告2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料等を提出し、分任支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札公告2（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料等を提出することができる。この場合において、入札公告2（1）及び（3）から（11）に掲げる事項を満たしているときは、開札の時において入札公告2（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において入札公告2（2）に掲げる事項を満たしていかなければならない。

入札公告2（2）の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年10月3日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、隨時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 電話092-476-3509）においても当該認定に係る申請を受け付ける。

ただし、期限までに申請書及び資料等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 別表2. ⑤に示す期日。
- ② 提出場所： 7に同じ。

- ③ 提出方法 :
- (ア) 電子入札の場合
電子入札システムにより提出。
ただし、容量が10MBを超える場合、又は当職が郵送または持参での提出を求めた場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること（競争参加資格確認申請書に、代表者印を押印すること（当該申請書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載し提出する場合は、押印は不要））。
- (イ) 紙入札方式による場合
提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。
- (ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。
ただし、取り下げについては8(3)②の場合を除く。
- (エ) 本入札説明書に記載の複数の工事に参加を希望する場合
参加を希望する工事のうち、何れか1件の工事に申請書及び資料等を提出すること。また、参加を希望する工事を明確にするために、別記様式5を添付すること。
その他の希望工事には申請書（別記様式1（希望工事用））のみを提出すること。
工事毎に複数の申請書（別記様式1・2・3）が提出された場合は申請を認めない。

④ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

(ア) (別記様式1・2・3)は配布された様式（Excel）で作成し、その他の申請書及び申請書に必要な添付書類はPDF形式（1ファイル）で作成すること。競争参加資格確認申請書画面の「添付資料」（「添付資料追加登録」ボタンを押下）から起動させたアップロードシステムの添付ファイル追加登録画面において、追加登録し、提出ボタンを押下、提出済添付ファイル一覧に移行し、登録結果データのダウンロードを行った上で、競争参加資格確認申請書画面にて、当該登録結果データを添付し、送信すること。

ただし、上記③(エ)の（別記様式1（希望工事用））及び（別記様式5）を提出する場合においても配布された様式（Excel）で作成し、（別記様式5）は申請書及び資料等と併せてアップロードシステムに添付し、（別記様式1（希望工事用））はその他の希望工事のアップロードシステムに添付し、上記と同様の操作を行い、送信すること。

(イ) 郵送する際は、表封筒に本工事の件名を記入した上で、「競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書式①をアップロードシステムに添付し、送信すること。

※電子入札システムにおける操作方法については、(ア)のとおり。

- ・郵送等（持参）する旨の表示
- ・郵送等（持参）する書類の目録
- ・郵送等（持参）する書類のページ数
- ・発送（持参）年月日

⑤ 持参・郵送等する場合の注意事項

申請書及び申請書に必要な添付書類全ての電子データをDVDに保存のうえ、提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書の1枚目に代表者印を押印のうえ提出する場合はDVDと併せて提出すること。（押印を省略する場合はDVDのみ提出）

(2) 申請書及び資料等は、別添「提出書類作成要領」に従い作成すること。

(3) 申請書は、(別記様式1)により作成すること。

資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①の同種工事の施工実績及び②の配置予定技術者の同種工事の経験については、平成20年度以降かつ申請書及び資料等の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、(別記様式2)の「同種工事の施工実績」及び(別記様式3)の「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」に記載する工事が地方整備局の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行つたものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

資料の添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

① 同種工事の施工実績

入札公告2(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を(別記様式2)に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。（ただし、同種工事の条件が異なる工事でもよい場合で、異なる工事の実績がある場合は各々を記載すること。）

② 配置予定技術者

(ア) 資格及び工事経験

入札公告2(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を(別記様式3)に記載するとともに、配置予定技術者の資格又は免許等の写し(建設業法に基づく技術検定の場合は合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の交付日より6ヶ月以内のものに限る。)および、配置予定技術者との3ヶ月以上の恒常的雇用関係を証明する資料(公的機関が発行した証明書等)を添付すること(この証明に不必要的事項又は個人情報は黒塗りすること。)。

資格又は免許証等の添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

また、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。(ただし、同種工事の条件が異なる工事でもよい場合で、異なる工事の実績がある場合は各々を記載すること。)

(イ) 申請の方法

(別記様式3)に記載できる配置予定技術者は2名までとする。(本入札説明書3.工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも同一の配置予定技術者2名までとする。また、3名以上記載した場合は、欠格とする。)

ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったとき、又その他やむを得ない事情により配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと(既に入札書を提出している場合は直ちに当職まで申し出ること。)。

配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合(入札書提出後における申し出を怠った場合)においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、2名の配置予定技術者を申請した場合、1人の配置予定技術者が他の工事を落札したことにより、配置することができなくなった場合等においても、残りの配置予定技術者にて手続きを継続することができる。

(ウ) 専任および配置の時期

建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合で、配置予定技術者は、以下の条件を満たしていること。

- i 現場着手する時点(令和5年8月20日頃予定)から本工事に専任で配置(他の工事の完成検査が終了している又は、その他の理由により、当該工事に専任出来る)できること。
- ii 本工事の契約工期(技術者の配置期間)と施工中の他の工事の専任を必要とする期間が重複していないこと。

ただし、建設業法施行令第27条第2項の規定は、当職が認めた場合に限り適用できるものとする。

③ 契約図書等の写し

上記①及び②(ア)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る一般財団法人日本建設情報総合センター「工事実績情報サービス」(以下、C O R I N S)の工事カルテの写しを添付すること。

ただし、当該工事が、C O R I N Sに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。

C O R I N Sに登録されている場合でも上記①及び②(ア)に示した内容が判断できない場合、またはC O R I N Sに登録されていない場合には、①及び②(ア)に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

同種工事を判断できる資料の添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

また、契約金額が2500万円以下等により、C O R I N Sの竣工登録がなく、配置予定技術者の従事期間が明確でない場合は、従事期間を明確にできる資料を添付すること。

従事期間が確認できる資料の添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

(4)

競争参加資格の確認、技術資料の審査は、申請書及び資料等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の確認結果は別表2.⑥に示す期日までに電子入札システム(紙により申請した場合は、紙)にて通知する。

(5)

その他

- ① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 当職は、提出された申請書及び資料等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。

- ④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 電子入札システムのアップロードシステムに申請書等のファイルを添付する際、アップロードシステムからダウンロードした「登録結果データ」を申請書等画面にて添付し、送信しなかった場合、電子入札システム上は提出したこととならないので、競争参加資格がないものとする。
- ⑥ 紙入札方式で参加しようとする場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式1を当職に提出し、承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
また、九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。
- ⑦ 申請書及び資料等に関する問い合わせ先
 - (1)、(2)及び(4)に関して： 7に同じ。
 - (3)に関して：

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎6F
 九州品質確保センター福岡支所 品質確保課 技術審査係
 電話 0942-33-9250 (直通) (内線264、265、267)

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由等について、次により説明を求めることができる。（様式は自由とする。）
 - ① 提出期限： 別表2. ⑩に示す期日。
 - ② 提出場所： 7に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。また、電子入札システムにて提出する場合は、質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等は一切記入しないこと。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、別表2. ⑪に示す期日までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。

10 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間： 別表2. ⑫に示す期日。
 - ② 提出場所： 7に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。
ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。また、電子入札システムにて提出する場合は、質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、会社名が類推される場合も含む。）は一切記入しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とする場合がある。
 - ④ 回答期限： 別表2. ⑬に示す期日。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期間： 別表2. ⑭に示す期日。
 - ② 場所： 7に同じ。

11 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局筑後川河川事務所経理課契約係に持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。
 - ① 入札書の締切日時
 - (ア) 電子入札対応の場合
別表2. ⑮に示す期日。
 - (イ) 紙入札方式による場合
上記（ア）と同じ。

② 開札の日時及び場所

開札は、別表2. ⑯に示す日時に以下の場所にて行う。

〒830-8567 福岡県久留米市高野1-2-1

九州地方整備局 筑後川河川事務所 入札室

(2) その他

紙入札方式による入札の執行に当たっては、当職により競争参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。電子入札の場合は、当該通知書は不要。

1 2 入札方法等

(1) 入札の方法

第1回の入札に際しては以下の点に留意し、入札書とともに、工事費内訳書を提出すること。

① 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。工事費内訳書は「内訳書追加」の参照ボタンで、送信すること。

また、工事費内訳書は、ファイル容量の合計が3MBまでのファイルを添付できるようになっているが、3MBを超える場合は、「入札金額及び工事費内訳書に関する注意事項（3）」により提出すること。

② 紙入札方式による場合

入札書及び工事費内訳書の全部を持参すること。また、入札書及び工事費内訳書には、代表者の押印及び記名を行うこと。さらに、提出にあたっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書及び入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒の一つに工事費内訳書を、もう一つに入札書を入れ、その表に各々、「件名及び開札日」を記載すること（入札書及び工事費内訳書の押印を省略する場合は、表封筒及び中封筒の各々にその旨を明示し、かつ、入札書及び工事費内訳書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること）。工事費内訳書の提出期限等は11に同じ。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とするものとし、再度入札をしても落札者がないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約の適用はしない。

(4) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

(5) 工事費内訳書の提出について

① 入札に際しては、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

② 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が①に違反して行われず、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とともに、加算点についても零点とする場合がある。

③ 入札参加者は押印（電子入札システム及び工事費内訳書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載し提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別 表)

| 類型 | No | 未提出又は不備とされる場合 |
|--------------------------------------|-----|--|
| 1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。） | (1) | 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 |
| | (2) | 内訳書とは無関係な書類である場合（例：領収書、会社概要など） |
| | (3) | 他の工事の内訳書である場合 |
| | (4) | 白紙である場合 |
| | (5) | 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書を提出及び内訳書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載した場合を除く。） |
| | (6) | 内訳書が特定できない場合 |
| | (7) | 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合 |
| 2 記載すべき事項が欠けている場合 | (1) | 内訳の記載が全くない場合 |
| | (2) | 入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合 |
| 3 添付すべきではない書類が添付されていた場合 | (1) | 他の工事の内訳書が添付されていた場合 |
| 4 記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) | 発注者名に誤りがある場合 (注 1) |
| | (2) | 発注案件名に誤りがある場合 (注 1) |
| | (3) | 提出業者名に誤りがある場合 (注 1) |
| | (4) | 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合 (注 2) |
| 5 その他未提出又は不備がある場合 | | |

(注 1) 記載がない場合も無効とする。

(注 2) 発注者が求める工事費内訳書は、入札金額の積算内訳を確認するためのものである。

従って、入札参加者が投函した入札金額に対応せず、金額が異なることについて根拠ある説明が得られない場合は上記目的に適合せず、入札参加者として適正な見積を行ったものは認められないため、無効とする。

④ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 詳細は、別添「電子入札システムに関する注意事項」及び「入札金額及び工事費内訳書に関する注意事項」によるので、必ず参照すること。

1 3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行久留米代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

1 4 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

1 5 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び九州地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

また、当職により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において入札公告2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

1 6

落札者の決定方法

(1)

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内で上記5に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2)

電子入札システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札による入札参加者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力し、紙入札業者は、紙入札方式参加承諾願に記載するものとする。また、再度入札を行う場合も電子くじ番号が必要となるため、電子入札による入札参加者は、電子入札システムで電子くじ番号を入力し、紙入札業者については紙入札方式参加承諾願に記載した番号を使用するものとする。

(3)

5 (3) ①において、落札となるべき評価値が同値である者（以下「評価値が同値である者」という）が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、下記のとおり行うものとする。

① 評価値が同値である者が電子入札による入札参加者のみの場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

② 評価値が同値である者が電子入札による入札参加者と紙入札業者が混在する場合

電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札業者が紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

③ 評価値が同値である者が紙入札業者のみの場合

紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号を元にその場で電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(4)

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は別紙2のとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5)

施工体制の確認審査のため、入札を保留した場合の落札決定の日時は、その前日までに電子入札システム（紙入札の場合は、紙）にて通知する。

複数の工事の入札の保留がある場合の落札決定日時は、工事毎に時間をおいて設定する。

1 7

落札決定通知

開札後、施工体制の評価を行った後に、次のとおり落札決定を通知する。

(1)

通知年月日 別表2. ⑯に示す期日。

(2)

通知順番 別表2. ⑰に示す順番。

(3)

通知年月日を変更する場合は別途連絡する。配置予定技術者が他の工事を落札したことにより配置できなくなった場合は、速やかに申し出ること。

1 8

総合評価落札方式における非落札理由の説明

総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次により、当職に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

① 提出場所： 7に同じ。

② 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

③ 当職からの回答：

説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、回答する。

ただし、紙により説明を求めた場合については書面により回答を行う。

1 9

配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。病休・死亡・出産・育児・介護・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札公告 2 (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2 0

別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、九州地方整備局管内で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の①から④までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、入札公告 2 (5) に定める要件と同一の要件（入札公告 2 (5) ②ただし書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

- ① 70 点未満の工事成績評定を通知された者
 - ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者。
 - ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者
 - ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
- 当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。
また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

2 1

手続における交渉の有無 無。

2 2

契約書作成の要否等

- (1) 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。
ただし、別冊契約書案における第 5 条第 3 項及び第 4 項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- ① 別冊契約書案第 5 条第 3 項及び第 4 項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から 2 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- ② ①の申出があった場合、分任支出負担行為担当官は落札者が契約を確實に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- ③ 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- ④ ②の調査の結果、請負代金債権が工事の施工以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案第 5 条第 3 項及び第 4 項を削除して契約を締結するものとする。

- (2) 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事であるので、同システムにて契約書を作成し、締結するものとする。
- (3) 電子契約システムによりがたく、紙方式での契約手続きを希望する者は、落札決定後、発注者に紙契約方式承諾願（落札決定後に別途配布する。）を提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 紙契約方式にあたっては、紙により、契約書を作成するものとする。

2 3 支払条件

(1) 支払い方法の選択

① 中間前金払を選択しない場合

| | |
|--------|----------------------|
| 前金払い | 有 ただし、各々 2 分割とする。 |
| 中間前金払い | 無 |
| 部分払い | 有（2回） |

又は、

② 中間前金払を選択した場合

| | |
|--------|---|
| 前金払い | 有 |
| 中間前金払い | 有 |
| 部分払い | 無 |

(2) 契約時における前金払及び中間前金払の取扱い

低入札価格調査（予決令第86条に規定する調査）を受けた者との契約については、

別冊契約書案第35条第1項中 「10分の4」を「10分の2」に
第6項中 「10分の4」を「10分の2」に
" " 「10分の6」を「10分の4」に
第7項及び第8項中 「10分の5」を「10分の3」に
" " 「10分の6」を「10分の4」に変更する。

2 4 火災保険付保の要否 否。

2 5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

2 6 再苦情申立て

① 当職からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、九州地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

② 再苦情の審議は、九州地方整備局に設けられた「入札監視委員会」が行う。

③ 再苦情申立ての受付窓口、受付時間及び手続き等を示した書類等の入手先

受付窓口：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
国土交通省 九州地方整備局 入札監視委員会事務局
担当：主任監査官（内線2114）・総務部契約課（内線2546）
電話 092-471-6331（代）
(受付時間 休日を除く毎日、9:30~17:00)

2 7 関連情報を入手するための照会窓口： 7に同じ。

2 8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加者は、九州地方整備局競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、九州地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
また、入札心得及び契約書案は、九州地方整備局のホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。
- (3) 競争参加資格の確認前に、入札心得第4条の3に違反した行為があった場合は、競争参加資格を与えないものとする。
- (4) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
また、前段に該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (5) 押印の省略について
電子入札システムの利用が困難（やむを得ない事由により紙入札及び申請書等を提出する際ファイル容量が10MBを越える場合）で、入札手続きにおいて提出する書類については、押印の省略を可とする。ただし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため、当該文書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（2つ）を明記すること。
- (6) 電子メールの利用について
上記（5）と同様にシステムの利用が困難で、提出書類の押印を省略する場合は電子メールによる提出も可とする。ただし、電子メールを利用する場合は事前に7. 担当部局まで連絡すること。
(電子メールを利用する際の注意事項)
・入札書及び工事費内訳書は押印を省略する場合でも電子メールでの提出はできません。
・申請書等を電子メールにて提出する場合は、申請書提出期限日の前日12時までに7. 担当部局まで連絡ください。
・電子メールにて提出する場合は、一度に全てのファイルを添付して送信してください。紙入札ではない事業者は、持参又は郵送時と同様に、電子入札システム上の処理は必要となりますのでご注意ください。
・電子メールでは一度に20MBまで送信することが可能ですが、20MBを超える場合は7. 担当部局までご相談ください。
- (7) 配置予定技術者と建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認
本工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していない旨を記載した誓約書（別紙様式1-1）を提出すること。誓約書を提出したにも関わらず、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していた場合は、本工事の契約を解除し、指名停止措置等を講じる場合がある。
落札決定時に、当該工事の配置予定技術者と営業所の専任技術者が重複している場合は、上記に代え、営業所の専任技術者を変更・削除する旨を記載した誓約書（別紙様式1-2）を提出することとし、専任技術者の変更手続きが完了した場合には、許可担当部局へ届け出たことが証明できる資料（専任技術者証明書（建設業法施行規則様式第八号））の写しについても工事着手までに提出すること。
- (8) 支店等営業所の確認
競争参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第3条第1項に基づく営業所（主たる営業所を除く。））が所在することにより競争参加資格を有し、入札に参加し落札者となった者は、落札決定通知後、契約締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出するものとする。
ただし、契約締結するまでに資料の提出ができない場合は、その理由を付した書面（任意様式）により申し出を行い、契約担当官の承諾を得るものとする。
また、本年度に当職に当該支店等営業所に係る資料を提出している場合は、改めての提出は不要とするが、資料提出以後、当該支店等営業所の住所、専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人（以下「令第3条の使用人」という。）のいずれかが変更となっている場合は、下記の書類のうち変更に係るものと提出すること。
- ① 営業所一覧表（建設業法施行規則（以下「規則」という。）様式第一号別紙二（1）又は別紙二（2））若しくは変更届出書（規則様式第二十二号の二（当該支店等営業所の変更に係るものに限る。））
② 専任技術者証明書（規則様式第八号）
③ 令第3条の使用人の一覧表（規則様式第十一号）
④ 当該支店等営業所の専任技術者の現住所がわかる住民票（資料提出前の3ヶ月以内に発行されたもの）又は、住民票と同じ住所の運転免許証の写し。
単身赴任等で住所変更していない場合（住民票の所在地以外に居住）は、居住の事実が確認できるもの。（住居の賃貸借契約書の写し等）

- ⑤ 落札決定の3ヶ月前から落札決定までの当該支店等営業所における専任技術者及び令第3条の使用人の出勤簿等において出勤状況が確認できる資料。ただし、着任後3ヶ月に満たない場合は、当該期間とする。
必要に応じて通勤状況が確認できる資料の提出を求める場合がある。
- ⑥ 当該支店等営業所の所在及び活動状況を示す資料（資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し）
営業所一覧表記載の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、当該支店等営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。
- また、提出された資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。
- (9) 落札者は、8(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- (10) 電子入札システムの稼働時間、操作方法及び問い合わせ先
- ① 稼働時間：
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムヘルプデスクホームページで公開する。
- ② 操作方法：
国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、国土交通省電子入札システムヘルプデスクホームページで公開している。
- ③ 問い合わせ先：
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札システムヘルプデスク 電話 03-3798-9476
電子入札システムヘルプデスクホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>
 - ・申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合
7の担当部局に電話連絡すること。
- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙入札が混在する場合がある為、当職から指示する。開札時間から60分以内には当職から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機し、常に最新情報を取り込むこと。開札処理に時間を要し、予定時間を越えるようであれば、当職から連絡する。
- (12) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

別表2 本入札手続きに係る期間等

| | | |
|---|------------------------------|---|
| ① | 施工体制確認のためのヒアリングの実施期間 | 令和5年8月18日から令和5年8月22日まで。 |
| ② | 施工体制確認のためのヒアリング等の通知期限 | 令和5年8月7日 17時00分 |
| ③ | 施工体制確認のための追加資料等提出期限 | 令和5年8月10日 17時00分 |
| ④ | 申請書提出表明書の提出期間 | — |
| ⑤ | 申請書及び資料等の提出期間 | 令和5年6月22日から令和5年7月3日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。(ただし、最終日は12時00分まで。) |
| ⑥ | 競争参加資格の有無の結果の通知日 | 令和5年7月24日 |
| ⑦ | 見積書の提出期間 | 別途連絡 |
| ⑧ | 見積書作成に対する質問の提出期間 | 別途連絡 |
| ⑨ | 見積書作成の質問に対する回答の閲覧期間 | 別途連絡 |
| ⑩ | 競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限 | 令和5年7月31日 17時00分 |
| ⑪ | 上記⑩に対する回答期限 | 令和5年8月7日 |
| ⑫ | 入札説明書等に対する質問の提出期間 | 令和5年6月22日から令和5年7月24日まで。持参の場合は上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。 |
| ⑬ | 上記⑫に対する回答期限 | 令和5年7月27日 |
| ⑭ | 上記⑫に対する回答の閲覧期間 | 令和5年6月22日から令和5年8月1日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。 |
| ⑮ | 入札書の締切日時 | 令和5年8月1日 12時00分 |
| ⑯ | 開札の日時 | 1) 令和5年度筑後川太郎原地区護岸補修工事 令和5年8月4日 10時30分 2) 令和5年度筑後川菅原地区護岸補修工事 令和5年8月4日 11時30分 |
| ⑰ | 落札決定通知年月日 | 令和5年8月10日 (予定) |
| ⑱ | 通知順番 | 1) 令和5年度筑後川太郎原地区護岸補修工事 2) 令和5年度筑後川菅原地区護岸補修工事 |

別表3：施工体制評価項目

| 分類 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|---------|------------|---|----|
| 施工体制評価点 | 品質確保の実効性 | 入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。 | 15 |
| | 施工体制確保の確実性 | 入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。 | 15 |